

都市公園の一時使用に係る遵守事項について

京都府京都土木事務所

都市公園を一時使用される際は、下記の事項を遵守してください。

本書は、京都府立都市公園を使用される皆さまに、事前にご理解・ご遵守いただきたい事項をまとめたものです。

京都府立都市公園は、都市公園法、京都府立都市公園条例、その他関係法令に基づき管理されています。

以下の内容をご確認のうえ、□にチェック（し点）およびご署名をお願いします。

1 使用にあたっての基本事項

現地では、管理者（京都府京都土木事務所、嵐山公園管理事務所および指定管理者）職員等の指示に必ず従ってください。

都市公園法、京都府立都市公園条例、河川法等、関係法令を遵守してください。

団体使用に伴う事故やトラブル防止のため、代表者は常に使用状況を把握してください。

他の公園利用者の安全および利用を妨げないよう、十分に配慮してください。

集合の際は、園路を使用せずにお集まりください。

通行の際は、園路に余裕をもたせて利用してください。

2 活動時の留意事項

活動時は、周囲の状況を十分確認したうえで行ってください。

子どもが参加する場合は、必ず引率者を配置し、特に川の近くでは目を離さないでください。

3 施設・自然環境の保全

公園施設、河川構造物、樹木等を損傷する行為は禁止されています。

植物の採取、動植物への危害、石や土砂の持ち出しは行わないでください。

自然環境および景観の保全にご協力ください。

使用により発生したゴミは、持ち帰ってください。

使用後は周辺の清掃を行い、原状回復してください。

4 テント設置・工作物等について

テント、ステージ、机、横断幕、のぼり、チラシ等を公園内に設置する場合は、別途、占用許可（有料）が必要です。

雨天時の設置も含め、事前に管理者へ申請してください。

（裏面あり）

5 自動車・バイク等の乗り入れについて

- 自動車の公園内への乗り入れは原則禁止です。機材等の搬入・搬出の場合に限り認められ、事前承認が必要です。
- バイクの乗り入れは認められていません。
- 承認を受けた車両は、搬入・搬出終了後、速やかに退去してください（駐車目的での使用は不可）。
- 自転車は、放置（直ちに移動させることができない状態）せず、他の公園利用者の通行の妨げとなる多数の駐輪はご遠慮ください。

6 河川敷内の公園を使用される場合

- 鴨川や桂川は、降雨や上流の状況により短時間で急激に増水することがあります。
- 晴天時であっても、河川敷が突然水没するおそれがあります。
- 危険が認められる場合は、管理者の判断により立入規制や使用中止を行うことがあります。

本書の内容が遵守されない場合、当日の使用を中止するとともに、今後の使用を認めない場合があります。

安全で円滑な公園利用のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和 年 月 日

会社名（団体名）・氏名 _____